

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月19日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（受託者の払込手続）</p> <p>第44条の4 受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、納人に領収書を交付するとともに、<u>受託現金払込書等</u>により速やかに（病院局が期日を指定した場合にあつては、その期日までに）企業出納員又は出納店若しくは収納店に払い込まなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（入札参加の申込み）</p> <p>第223条の3 <u>物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供</u>の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、新潟県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、病院局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">（受託者の払込手続）</p> <p>第44条の4 受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、納人に領収書を交付するとともに、<u>受託現金払込書</u>により速やかに（病院局が期日を指定した場合にあつては、その期日までに）企業出納員又は出納店若しくは収納店に払い込まなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（入札参加の申込み）</p> <p>第223条の3 <u>物品の購入等</u>の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、新潟県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、病院局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</p>

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規程による改正後の新潟県病院局財務規程の規定は、この規程の施行の日以後に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。